

国際商業会議所，サムスンの標準必須特許に関する
確約の申出について欧州委員会に意見書を提出

2013 年 12 月 24 日
JETRO デュッセルドルフ事務所

国際商業会議所（International Chamber of Commerce: ICC）は、欧州委員会が 10 月 18 日から 1 か月間実施していた、サムスンが競争法上の問題を解消すべく申し出ていた標準必須特許に関する確約についての意見募集に対して、同所が提出した 11 月 18 日付けの意見書をウェブサイトにて公表した。

【背景】

本件は、サムスンがアップルに対して多数の EU 加盟国において自身の携帯電話標準必須特許に基づき侵害差止めを求めていたことを受け、これについて欧州委員会が、EU 反トラスト規則が禁じている市場の支配的な地位の濫用に該当するとの予備的見解を昨年 12 月にサムスンに通知したことに端を発する。この事案に関し、サムスンが自身の有する携帯電話通信分野の標準必須特許の権利行使について、欧州委員会が懸念する競争法上の問題を解消すべく、向こう 5 年間、特定のライセンスの枠組みに合意するいかなる企業に対しても侵害差止請求を行わない旨の確約を申し出ていた。欧州委員会は、サムスンが提示するこの確約に関し、10 月 18 日から 1 か月間、利害関係を有する第三者からの意見募集（Market Test）を実施していた。

【ICC が欧州委員会に提出した意見書の概要】

当該意見書において ICC は、「ICC は数千社の会員企業を有する世界的なビジネス機構であり、会員企業の中には多くの知的財産保有者も、技術利用者もいる」としつつ、「ICC は、一般的に、個別の事件についてコメントは行わないし、欧州委員会の調査に係る当該事件ないしサムスンのライセンス実務についてはコメントを差し控える。しかし、サムスンの申し出た確約は、それがひとたびサムスンを拘束する旨宣言された場合には、知的財産ライセンス契約に係る交渉実務やライセンス条項の策定、デファクト又はデジュール標準技術の技術移転に係る反トラスト規則の役割に多大な影響を及ぼし得ると認識する」との意見を表明。その上で、「その結果、欧州委員会の本件調査に係るサムスンの確約は、最終的に、知的財産保有者及びライセンシーのイノベーションへのインセンティブに対し、この確約のきっかけとなった本件調査の特定の主題をはるかに超えた影響を及ぼしかねない」と指摘する。

さらに、「ICC は、対象となる知的財産権が標準必須特許として認められ得るかどうかにかかわらず、企業が効率的に知的財産権をライセンスするのに資する効果的なメカニズムを選好するとともに、特許保有者又はライセンシー候補者のせいで過度に手続が遅滞する

ことによって、交渉や裁判のプロセスを毀損するおそれがある」とする。

その上で、ICC は、以下の 5 つの一般的見解を欧州委員会宛に提出している。

<ICC の 5 つの一般的見解の概要>

1. EU 反トラスト規則(EC) No. 1/2003 (以下「EU 反トラスト規則」という。) 第 9 条に従って採用される確約¹は、特定された当該競争問題に対応するものであるべきであり、より具体的には、必要性と均整 (proportionality) の原則に立脚したものであるべきである。この点で、ICC は、当該確約の草案が具体的な知的財産権に適用され、欧州経済地域 (EEA) におけるいずれかの裁判所又は裁決機関における侵害差止めによる救済手続に及ぶものと認識する。しかしながら、ICC は特定された違反の正確な性質を認識できていないため、当該確約の及ぶ地域範囲が正当であるか否かについてコメントすることができない。もし本件に係る競争法違反の疑いが EEA におけるいくつかの国のみに関するものであるのであれば、当該確約の草案は過度に広く起草されている可能性がある。
2. 本件の当事者、利害関係者及びその他の者は、EU 反トラスト規則第 9 条に基づく決定が法的安定性を生み出すことへの正当な期待を抱いている。これに対し ICC は、欧州委員会が、C-170/13 事件²その他の欧州連合司法裁判所 (CJEU) による判決に照らしてその立場を再考する必要がある旨述べていることに懸念を有する。また、当該法律が明確性を欠いていることによって、特許侵害者がライセンス交渉を行わないことへのインセンティブを得るというリスクもある。
3. 知的財産権、とりわけ標準必須特許は、しばしば世界規模でライセンスされている。このため、ICC は欧州委員会に対し、ライセンス契約交涉及び FRAND 条件³設定のためのいかなる EEA 固有の制度も、世界の他の場所におけるそれらの特許の効果的なライセンス活動を妨げないことを保障するよう要求する。
4. 本件調査の最終決定がなされていないため、ICC は、欧州委員会がどのような理路で市場の支配的地位を有しているとサムスンに帰責する旨の予備的な判断がなされているのか認識できていない。しかしながら、欧州委員会は、完全な分析を行わずに、関連する各標準必須特許に関して市場の支配的地位を有しているとサムスンに帰責するこ

¹ EU 反トラスト規則(EC) No. 1/2003 の第 9 条によれば、欧州委員会は、関係事業者が欧州委員会の異議告知書等において表明した懸念に合致する確約を申し出る場合、その確約が当該事業者を拘束する旨の決定を行うことができることとされている。

² 中国の二大通信機器メーカーであるファーウェイと ZTE との間で、次世代移動体通信システムに係る技術標準の一つである LTE (Long Term Revolution) 標準の必須特許をめぐる争われている特許権侵害訴訟に関し、ドイツのデュッセルドルフ地方裁判所が当該侵害訴訟の手続を中止するとともに、EU 法の最終審級である欧州連合司法裁判所 (CJEU) に対し、EU 運営条約 (TFEU) 第 102 条の解釈に関するその予備的決定を求めて 5 つの質問を付託した事件。

³ 公平で妥当で差別のないライセンス条件 (fair, reasonable and non-discriminatory terms)。

とを検討すべきではなかった。CJEU によって支持され、欧州委員会の「TFEU 第 101 条の水平的協力協定への適用に関するガイドライン」⁴にも明記されているとおり、標準に必須の知的財産権を保有又は行使していることが市場支配力を保有又は行使していることに相当するとは推定できない。市場支配力の問題はケースバイケースでの評価のみ可能である」のであるから、市場の支配的地位の存在は適切に定義された関連する市場の完全な分析に基づいてのみ確認され得る。

5. ICC は、侵害差止めを求める知的財産保有者の基本的権利と FRAND 条件でのライセンスを確約した標準必須特許との間に違いはないと認識する。同時に、標準必須特許に FRAND 条件が課されている場合には、特定の状況、とりわけ、ライセンシー候補者が FRAND 条件でライセンスを受ける意思があることがその行動から見て明らかである場合には、企業は侵害差止めによる救済を控えるよう強制を受けるのが適当かもしれないとも認める。

さらに ICC は、以下の具体的なコメントも提出している。

<ICC の具体的コメントの概要>

ICC は、サムスンが提案した確約において設定された裁定手続が長期化する可能性を懸念する。とりわけ、上訴の可能性によって、実際には調停を 2 回も実施しなければならないことを意味してしまう。したがって、欧州委員会は、過度の遅延を防止するとともに、標準必須特許保有者の申出が実際にその FRAND 条件の義務に適合しているか否かの決定、そして、それらの条件が FRAND 条件の義務に適合しないことが判明した場合の、FRAND 条件の実際の決定を、それぞれ加速化するための安全装置を追加することを検討すべきである。この点に関してサムスンが提案した確約をより効果的にするために、ICC は特に以下の事項を提案する。

- 裁判所又は調停人がライセンサーの申出がその FRAND 条件の義務に適合しているかをまず判断し、申出の条件が FRAND 条件でないと判明した場合に限って FRAND 条件を実際に決定すべきことを明らかにすること、
- ライセンサーの申出がその標準必須特許の全部、そのポートフォリオ又はその一部に限定され得ることを明らかにすること、

⁴ Guidelines on the applicability of Article 101 of the Treaty on the Functioning of the European Union to horizontal co-operation agreements, 2011/C 11/01. 本ガイドラインの段落 269 には、「there is no presumption that holding or exercising IPR essential to a standard equates to the possession or exercise of market power. The question of market power can only be assessed on a case by case basis.」と記載されている。
[http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:52011XC0114\(04\):EN:NOT](http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:52011XC0114(04):EN:NOT)

- 当該確約において規定されるように、ライセンシー候補者はその FRAND 条件の裁定プロセス外で特許の有効性、必須性又は行使可能性について争うことができると理解されているところ、裁判所又は調停人は、いかなる特許の必須性、侵害、有効性又は権利行使についても、別々に決定を行うことを要求されてはならないことを明らかにすること、
- FRAND 条件について裁定する者がライセンサーの申出がその FRAND 条件の義務に適合していると決定した場合、その条件がライセンサーとライセンシー候補者との間での拘束力のあるライセンス契約のベースとなることを明らかにすること、
- ライセンシー候補者が当該ライセンスの枠組みの遵守義務にもかかわらず、誠実に交渉を行わなかった場合、ライセンサーは、当該確約の草案に基づき特許侵害差止めによる救済を求めてはならないという義務から免れることを明らかにすること、
- ライセンサー及びライセンシー候補者が、12 か月間結論を待つ間に、裁判所又は調停機関による FRAND 条件の裁定プロセスのために準備を行い、それを効果的に開始することによって、当該裁定プロセスを加速化し得ることを明らかにすること、
- 例えば、上訴手続を法律問題のみに制限すべき旨を規定することなどによって、上訴手続について初めから判断し直すこと（*a de novo appeal procedure*）が最初の調停についての再戦にならないことを保障するための追加の安全装置を設けるよう検討すること。

【解説】

ICC の当該意見書には、全体を通じて、サムスンの欧州委員会に対する本件確約が標準必須特許に係る侵害差止めをめぐる紛争処理の重要な先例となり、確固たる判断基準となる可能性、ひいては、これによって特許権の重要な部分である侵害差止請求権が没却されてしまう可能性への懸念が伏流している。このような ICC の懸念については、欧州委員会自身が「侵害差止請求自体は通常の場合においては特許保有者の正当な権利である」旨を繰り返し言及してきた事実にかんがみれば、同委員会としても無視し得ないところであろう。

他方で、この「侵害差止請求を特許保有者の正当な権利として尊重する」という特許制度の原則ともいうべき考え方を貫徹しようとする、標準必須特許をめぐる個別具体的な紛争事件において解決に至ることが困難になることも予想される。ICC も自身の一般的見解の 5 つ目において「ライセンシー候補者が FRAND 条件でライセンスを受ける意思があることがその行動から見て明らかである場合には、企業は侵害差止めによる救済を控えるよう強制を受けるのが適当かもしれない」と認めているとおり、FRAND 条件でのライセンスを行う義務を自発的に負ったサムスンが、一定の条件下においてはライセンシー候補者であ

る侵害者に対し自身の標準必須特許をライセンスせざるを得ないことも道理であろう。

いずれにしても、その「一定の条件」を適切に画定することは、長期的に見たイノベーションの促進を目的とする特許制度と、短期的に見た個別の競争についての交通整理を行う競争法との接点を取り扱うという、いわば異なる時間的射程を持つ制度間での調整という問題の性質上、極めて困難な試みとなるであろう。加えて、第三者から見れば、サムスンが欧州委員会による罰則を回避するためかなりの譲歩を見せているように映ることから、その確約が特許権者側に過度に不利に作用し得るとの印象を産業界に与えてしまっているように思われる。今般の ICC による意見提出は、これらの背景事情の相互作用の結果、「多くの知的財産保有者も、技術利用者も」会員企業として抱えている ICC が、特許制度と競争法との間のバランスがサムスンの確約によって特許権者側に不利にシフトしかねないように映ったことを懸念し、そのバランスを特許権者側に引き戻す方向に敢えて問題提起をしたものとして理解できるように思われる。

以上にかんがみれば、まずは欧州委員会が ICC の懸念を考慮した上でサムスンの確約について最終判断を下すことが望まれる。その際には特に、サムスンの申し出た確約があくまでサムスンの競争法違反に係る最終決定を回避するための自発的な申出であって、必ずしも同社の競争法違反に適切に対応した過不足ない措置が提案されているとは限らず、このような確約の申出の性質上、むしろ必要以上に特許権者側に不利な内容となっている可能性があることも十分に踏まえるべきであろう。

また、この確約がサムスンが提案したままの内容で是認されるかどうかにかかわらず、サムスンと欧州委員会との間での最終合意内容が、将来の同種又は類似の紛争事件に対して普遍的な先例として画一的に適用されるのは適当とはいえない。今後の標準必須特許をめぐる紛争については、「侵害差止請求自体は通常の場合においては特許保有者の正当な権利である」という自身の基本的立場に整合した判断に基づいて、欧州委員会が特許制度と競争法を適切に運営していくことを期待したい。

— ICC が欧州委員会に提出した意見は、以下参照 —

[ICC comments on commitments offered to the European Commission by Samsung Electronics on the use of standard essential patents \(SEP\)](#)

— サムスンが欧州委員会に申し出た標準必須特許に係る確約は、以下参照 —

[CASE COMP/C-3/39.939 – SAMSUNG ELECTRONICS ENFORCEMENT OF UMTS STANDARD ESSENTIAL PATENTS COMMITMENTS OFFERED TO THE EUROPEAN COMMISSION \(PDF\)](#)

— サムスンが欧州委員会に申し出た標準必須特許に係る確約についての欧州委員会による意見募集に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州委員会、サムスンの標準必須特許に関する確約の申出について意見募集を開始（2013年10月23日）\(PDF\)](#)

— 欧州委員会によるサムスンに対する予備的見解の通知に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州委員会、携帯電話標準必須特許の濫用の可能性についてサムスンに異議告知書を送付 \(2013年1月7日\) \(PDF\)](#)

— デュッセルドルフ地方裁判所による CJEU への質問付託に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[デュッセルドルフ地方裁判所、標準必須特許権侵害に係る救済の在り方について、欧州連合司法裁判所に質問を付託 \(2013年4月24日\) \(PDF\)](#)

— EU 運営条約第 101 条の水平的協力協定への適用に関するガイドラインの欧州委員会による採択に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州委員会、標準化の協定を含む水平的協力協定に関するガイドラインを採択 \(2010年12月27日\) \(PDF\)](#)

(以上)